

## 市職員などの 公益通報制度運用

職員などが市の事務事業に関し、違法または不当な行為などの公益通報を行った場合、公益通報者保護法令和7年度の処理状況(件)

護法の趣旨にのっとり、公益通報委員会が調査を行い、その結果を市長へ報告、その報告を受けた市長が、必要な措置などを行う制度です ▶ **問：総務課 ☎60-1807**

受付件数	受理件数	調査の実施	口頭注意の実施
1	1	1	1

### 口頭注意の実施概要

通報内容	処理状況
遺留金などの受け渡しに関する記録について、不当な取り扱いが行われている	調査では不当な行為などは確認できなかったが、記録の書き方を改善するよう担当部署に口頭注意を行った